

通所交通費の支給について



社会福祉施設等に通所する人に通所交通費を支給します。

対象となる人

逗子市が援護を実施する人のうち、公共交通機関で生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所、その他市長が適当と認める施設に通所をする障がい者（児）。

対象とならない人

徒歩、自転車、自家用車、施設の送迎車等で通所し、公共交通機関の交通費がかからない人。

◆ 申請に必要なもの

- 1 障害者手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証（持っている人のみ）
- 2 通所先施設の名称、所在地がわかるメモ
- 3 交通費の受け取りに使う金融機関の通帳
- 4 印鑑
- 5 個人番号がわかるもの

◆ ご注意

- ・通所交通費の申請は、通所を開始する月の末日までにしてください。
- ・通所した日の認定については、施設等が発行する通所報告書により行います。
- ・交通費の額は最も経済的な通常の経路及び方法により認定します。申請した経路と必ずしも一致しません。
- ・出発地と目的地が片道2キロメートル未満の場合は支給対象になりません。（身体障がい等で歩行困難の人は除く）

申請先・問い合わせ先

逗子市 福祉部 障がい福祉課 （逗子市役所1階7番窓口）

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111(代) (内線223)

ファクス 046-873-4520